

出雲市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正か所

※ のか所は、資料 2・3・5 で説明する内容です。

NO	頁	該当箇所（素案）	修正案
1	P10	<u>めざすべき姿</u>	<u>めざす姿</u>
2	P11	Ⅲ-2-(5) (5)発達支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実	(5)発達の支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実
3		第3章 施策内容（全体） …充実 <u>します</u>	…充実 <u>させます</u>
4	P14	<u>めざす姿</u> ○親子が豊かな自然環境、教育環境の中で暮らしを楽しみ、幅広い世代の人々と交流する中で、子どもの <u>成長発達</u> の段階に沿った学びができる。	○親子が豊かな自然環境、教育環境の中で暮らしを楽しみ、幅広い世代の人々と交流する中で、子どもの <u>成長や発達</u> の段階に沿った学びができる。
5	P16	<u>現状課題 3点目</u> ○低出生体重児の割合が、国・県に比べて高くなっている。	○低出生体重児 [*] の割合が、国・県に比べて高くなっている。 <u>※低出生体重児：出生体重が2,500g未満の乳児</u>
6	P20	(1)乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり <具体的取組> ②小児の事故予防の出前講座の紹介、あかちゃん声かけ訪問員による事故予防の啓発	②乳幼児等の事故予防の出前講座の紹介、あかちゃん声かけ訪問員による事故予防の啓発
7	P23	1) <u>インクルーシブ教育推進園の指定</u> 一定の規模がある幼稚園において、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び育つ教育をモデル的に推進します。そのため、障がいのある幼児の受け入れ枠を設定し、公開保育によるインクルーシブ教育研修会を開催します。 障がいのある幼児の受入れに関しては、保育の必要性のある児童も想定し、 <u>一時預かり事業（幼稚園型）</u> をあわせて実施します。	一定の規模がある幼稚園において、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び育つ教育をモデル的に推進します。そのため、障がいのある幼児の受け入れ枠を設定し、公開保育によるインクルーシブ教育研修会を開催します。 障がいのある幼児の受入れに関しては、保育の必要性のある児童も想定し、 <u>保育機能付加型預かり保育事業</u> をあわせて実施します。

NO	頁	該当箇所（素案）	修正案
8	P25	<p>(4)相談支援体制の充実 4段落目</p> <p>親子にとって身近な地域で安心して気軽に相談できる場（拠点）を確保するとともに、幼児期における<u>発達支援</u>や子育て支援の中核的拠点となる場（施設）の整備を検討します。</p>	<p>親子にとって身近な地域で安心して気軽に相談できる場（拠点）を確保するとともに、幼児期における<u>発達の支援</u>や子育て支援の中核的拠点となる場（施設）の整備を検討します。</p>
9	P26	<p>(5)発達支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実</p>	<p>(5)発達の支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実</p>
10	P31	<p>(3)放課後児童クラブの充実 1・2段落目</p> <p>昼間仕事などで保護者等のいない家庭の小学校児童の健全育成を図るため、国の「放課後子ども総合プラン」の趣旨をふまえて、放課後児童クラブの充実に努めます。</p> <p>児童クラブの対象児童が6年生までに拡大されることに伴い、実情に応じて計画的に施設の拡充を図ります。</p>	<p>昼間仕事などで保護者等のいない家庭の小学校児童の健全育成を図るため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの充実に努めます。</p> <p>児童クラブの対象児童が6年生までに拡大されることに伴い、計画的に施設の拡充を図るとともに、地域の実情を考慮しながら、開所時間延長について検討を行います。</p>
11	P37	<p>(4)要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実</p> <p>児童福祉法の規定により設置する要保護児童対策地域協議会は3層構造で成り立つ会議であり、各会議の充実を図り、支援体制を整えていきます。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会を構成する代表者会、実務者会及び個別事例支援会議の充実を図り、支援体制を整えていきます。</p>
12	P38	<p>現状課題</p> <p>（追加）</p>	<p>○全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができる環境の構築が必要である。</p>
13	P38	<p>(1)子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実</p> <p>（追加）</p>	<p>放課後子ども教室推進事業は、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>放課後子ども教室の実施を希望する小学校区を調査、把握し、計画的な整備を推進します。</u>

NO	頁	該当箇所（素案）	修正案
			<ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域の実情に応じ、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化又は連携を促進し、平成31年度に実施する放課後子ども教室のうち、一体型又は連携型の割合50%をめざします。</u> ● <u>一体型又は連携型を促進するため、放課後子ども教室の実施団体に、開催日数の増、放課後時間帯の開催、学校施設を活用した開催などを働きかけます。</u> ● <u>小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関し、教育委員会、学校と連携して取り組みます。</u> ● <u>放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。</u> <p><u>※放課後児童クラブについては、3章IV-1-(3)及び4章III-3に記載。</u></p>
14	P40	現状課題 3点目 ○ <u>特に小さい子どもがいる場合は就労が限られ、就労状況が安定せず、収入も少ないという傾向があるため、就労支援が必要である。</u>	○ <u>子どもが幼い時期は就労が限られ、就労状況が安定せず、収入も少ないという傾向があるため、就労支援が必要である。</u>
15	P44 ～	II 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	(確保方策の見直し)
16	P55 ～	8. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	(事業概要等の修正)
17	P58	量の見込みと確保方策の表 ②-①（28年度） △660人日	△590人日